

## 土佐清水市点字図書給付事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、視覚障害児・者への点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とし、土佐清水市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第 号。以下「規則」という。）に基づくもののほか土佐清水市点字図書給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （給付の対象者）

第2条 給付の対象者は、主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者とする。

### （給付対象の点字図書）

第3条 給付対象の点字図書は、月刊や週間等で発刊される雑誌を除く点字図書とする。

### （給付の限度）

第4条 給付の限度は、給付対象者一人につき、点字図書で年間6タイトル、又は24巻を限度とする。（ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）

### （給付の実施）

第5条 市長は給付を受けようとする者（之を現に扶養している者を含む。以下「申請者」という。）の申請に基づき給付対象者として適格であるか確認し、点字図書給付台帳（別記1号。以下「給付台帳」という。）に登録のうえ、実施するものとする。

2 申請者は、点字図書を給付することができる出版施設（以下「出版施設」という。）に給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（別記2号。以下「証明書」という。）の送付を依頼し、その証明書を添えて市長に点字図書の給付を申請するものとする。

3 市長は、出版施設等の事項を確認の上、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

4 申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。

5 市長は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

### （自己負担額）

第6条 前条に規定する自己負担額は、規則第17条第2項の規定にかかわらず、証明書に記載されている額とする。

### （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。